

宮労基発1027第3号
令和3年10月27日

荷主等関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組に
ついて（荷主事業場の皆様への協力依頼）
～ロールボックスパレット（カゴ車）等の安全な取扱い等荷役災害対策の推進～

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における労働災害による休業4日以上之死傷者は、長期的には減少傾向であり、令和2年は全業種で2,047人と前年と比べ25人（1.0%）減少となりました。

しかしながら、今年は9月末時点で2,011人となっており、前年同月と比べ458人（29.5%）増加となり大変憂慮すべき状況にあります。

業種別では陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）で前年同月と比べ30.5%増、商業で24.0%増、社会福祉施設で84.2%増と他の業種と比べ高い割合となっております。

特に陸運業における労働災害を防止するためには、陸運事業者における対策では限界があり、荷主事業場における協力が必要となる場合もあります。

また、陸運業が発展していく中で、安全な職場環境は事業を継続する上での重要な経営課題であると考えられ、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題です。

陸運業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生しており、特に荷台等からの墜落・転落が最も多く発生しています。また、ロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害も多発しており、このうちの約8割が不適切な取扱いが原因であることから、ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取扱い方法の徹底が重要です（別添1参照）。

ロールボックスパレットの安全対策を推進するため、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所等において、別添2の「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」を、さらに、厚生労働省において、ロールボックスパレットの取扱いによる労働災害を防ぐための留意事項をまとめた

チェックリストを別添3のとおり作成しております。

つきましては、陸運業のみならず陸運関係業全体を上げた取組を進めていただきたく、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下の会員に共有していただくとともに、これら資料（別添2及び別添3）を貴団体のホームページへの掲載、関係事業場が参集する会合での配布、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等、あらゆる機会を捉え会員事業者に周知いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

加えて、会員事業者から顧客等の関係事業者に対しても本資料を活用、周知いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、本件に関連する資料等につきましては、宮城労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/22660.html>) に掲載しておりますので、併せてご活用ください。

- 別添1 ロールボックスパレットの取扱い作業中の労働災害発生状況
- 別添2 パンフレット「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」
- 別添3 リーフレット「ロールボックスパレット／テールゲートリフター使う前の5つの基本 チェックリスト」

担当 宮城労働局労働基準部 健康安全課 阿部、武田
